

○高齢者虐待への適切な対応要領

平成18年3月30日

生企第1274号

警察本部長

高齢者虐待への適切な対応要領について（通達）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に伴い、同法に基づく警察署長に対する援助要請等について、その適切な対応を図るため、別添のとおり対応要領を制定し、平成18年4月1日から実施することとしたので、高齢者虐待事案を認知した場合及び市町村からの援助要請を受けた場合は、的確に対処されたい。

別添

高齢者虐待への適切な対応要領

第1 趣旨

この要領は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づき、高齢者虐待事案を認知した場合の市町村への通報及び警察署長に対する援助要請等があった場合の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第3 対応の基本

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、高齢者虐待の防止、養護者の支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的として法が制定されたことを踏まえて、警察で高齢者虐待事案を認知した際の通報及び市町村長から警察署長への援助要請に適切に対応することを基本とする。

第4 高齢者虐待認知時における対応

1 警察業務を通じての高齢者虐待認知時の市町村への通報等

法第7条及び第21条では、養護者又は養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けている高齢者又は高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないと規定していることから、警察職員は、警察安全相談、高齢者を被害とする事案等の捜査、急訴事案、保護等の各種警察活動を通じ、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに、管轄警察署長を経て市町村へ通報すること。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センターにおいても、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うことがあることから、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するか、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ定めておくこと。

2 高齢者虐待通報対象事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案を対象とする。

なお、次に掲げる場合等も通報対象となるので、留意すること。

(1) 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」についても行われるものであることから、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者及び関係者の申出内容等から判断して、高齢者虐待が行われた可能性があるとして警察が判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

(2) 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかについての判断が困難な場合において、加害者が被害高齢者と同居しているときは、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報すること。

また、加害者が親族である場合は、当該加害者が同居していない親族、同居している孫等養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること。

(3) 認知症に起因する被害妄想が疑われる事案

認知症が疑われる高齢者から、虐待を受けているとの申出があった場合は、被害高齢者が認知症であるか否かの判断は警察では困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合があることから、通報の対象とすること。

(4) 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が被害高齢者の配偶者による場合は、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当することとなる。

このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、配偶者からの暴力相談等対応票（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係事務取扱要領（平成13年埼例規第102号・生安）別記様式第1号）の作成等配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害高齢者の保護が必要な場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センター（婦人相談センター）のいずれに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、要望等を踏まえて事案に応じて市町村又は配偶者暴力相談支援センター（婦人相談センター）と調整を図ること。

3 通報及び措置状況の把握

(1) 通報要領

警察署で認知した高齢者虐待事案については生活安全課に集約し、生活安全課から市町村に対し、埼玉県警察情報管理システムによる人身安全関連事案管理業務実施要領（令和3年人対第249号）に規定する人身安全関連事案管理業務により登録することで作成される高齢者虐待事案通報票（別記様式1）により通報するものとする。ただし、急を要する場合は、電話により通報することができる。

また、通報した時点で詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足りるので、調査に時間を要することを理由に通報が遅れることのないようにすること。

(2) 通報後の措置状況

警察で通報した事案については、市町村に措置結果を連絡するよう依頼し、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がない場合は、市町村に対し状況を確認すること。

4 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否並びに事案の緊急性及び重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として高齢者を救出保護すること。

また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導、警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

第5 警察署長に対する援助依頼への対応

1 援助

市町村長は、高齢者の居所又は住所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが法第12条第1項に規定されている。

ここでいう、警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法令により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではないことから、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、法第12条第3項により高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときであるので、援助の依頼があった場合は、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合は、その理由、経緯等について記録化しておくこと。

3 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別記様式2）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

なお、事前協議の窓口は生活安全課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門の協力を求めること。

第6 報告

高齢者虐待事案を認知した場合は、別に定めるところにより、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）及び刑事部捜査第一課長を経て即報すること。

また、高齢者虐待事案に係る市町村からの援助要請に基づき援助要請があった場合は、高齢者虐待事案の援助要請実施結果報告書（別記様式3）により、人身安全対策課長を経て報告すること。

第7 留意事項

1 関係部門との連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、部門間の相互の連携を図り、適切に対応すること。

2 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携強化

市町村をはじめ、民生委員等関係機関団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場での的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案にかかわる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしていることから、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合は、積極的に応じること。

(2) 連絡体制の確保等

夜間、休日においても、高齢者虐待事案に係る市町村への通報の必要が生じることから、夜間、休日における市町村との連絡体制を確保しておくこと。

また、被害高齢者が保護されている場所までの市町村職員の派遣及び搬送についても協議し、依頼しておくこと。

3 指導教養の徹底

人身安全対策課長及び警察署長は、警察における高齢者虐待事案への適切な対応を推進するため、法の内容等についてあらゆる機会を活用して警察職員に指導教養を行うこと。

実施日

この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 22 年 3 月 23 日生企第 2052 号）

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 25 年 12 月 13 日生企第 9402 号）

この通達は、平成 26 年 1 月 3 日から実施する。

実施日（平成 26 年 2 月 17 日生企第 1238 号）

この通達は、平成 26 年 2 月 17 日から実施する。

実施日（平成 26 年 3 月 20 日務第 741 号）

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 3 月 31 日人対第 255 号）

この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 2 月 1 日人対第 92 号）

この通達は、令和 5 年 2 月 2 日から実施する。

別記様式1（第4関係）

第 号 高 齢 者 虐 待 事 案 通 報 票 年 月 日 市（町、村）長 殿 警察署長（公印省略）	
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。	
発 見 年 月 日	年 月 日
発 見 の 経 緯	
高 齢 者	（ふりがな） 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生 年 月 日 年 月 日生（ 歳）
	住 所
	電 話 （ ） ー 番
	職 業 等
養 護 者	（ふりがな） 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生 年 月 日 年 月 日生（ 歳）
	住 所 <input type="checkbox"/> 高齢者と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話 （ ） ー 番
	職 業 等
等	高 齢 者 と の 関 係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他の親族（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
虐 待 の 状 況	行 為 類 型 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐 待 の 内 容
参 考 事 項	
担 当 者 ・ 連 絡 先	警察署 課 電話（ ） ー 番 内線

別記様式2（第5関係）

第 号			
高年齢者虐待事案に係る援助依頼書			
年 月 日			
警察署長 殿		市（町、村）長	
高年齢者虐待の防止、高年齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依 頼 事 項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場所		
	支援方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
高 齢 者	（ふりがな） 氏名	□男 ・ □女	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	電話	（ ） — 番	
	職業等		
養 護 者 等	（ふりがな） 氏名	□男 ・ □女	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	電話	（ ） — 番	
	高年齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
高年齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担 当 者 ・ 連 絡 先	所属・役職		氏名
		電話（ ） — 番 携帯電話 — 番	内線 番

別記様式3（第6関係）

高齢者虐待事案の援助要請実施結果報告書

警察署

援助要請市町村等					
援助要請受理年月日時		年 月 日 時 分			
事 案 の 概 要	被害者	住 所 氏 名 年 月 日生（ 歳） 男・女			
	加 害 者	被害者との関係			
		住 所 氏 名 年 月 日生（ 歳） 男・女			
	虐待の状況				
援助に係る 職務執行の種別	種 別	<input type="checkbox"/> 第11条第1項の規定による立入り及び調査又は質問 <input type="checkbox"/> その他 （ ）			
援助要請の内容		別添援助要請書のとおり			
事前協議日時					
援助の必要があると 認めた状況					
援 助 の 実 施	日 時				
	体 制 (係・人員)	係 人員	市町村の 体 制		
	具 体 的 内 容				
	結 果				
参 考 事 項					